

単独世帯増加の社会的背景

はじめに

国際的にみて、日本の住宅事情の悪さ、家計費に占める住居費の異常な高さは、生活条件の劣悪さをあらわす特異な指標となっているが、政府はこれを社会的に解決しようとはせず、もっぱら私的な「持家政策」に頼ってきた。その結果、個人は莫大な借金をかかえ込む債務奴隷となり、長期的不況のもとでローン返済にゆきづまり、一家心中事件が新聞紙上をにぎわせた。

しかしその持家率さえも、七三年のオイルショック以後減少傾向にあり、また公営住宅の建設戸数も年々減少の一途を辿っている。今日のインフレの激化と土地政策不在のもとでは、住宅を建てる見込みが立たない階層が徐々にふえているにもかかわらず、政府の住宅政策は依然として国民の私的負担において解決する方向を改めていない。

こうした一般的背景のもとで、近年一人暮らし中高年令者

鎌田とし子

の住宅問題が顕在化してきた。住宅に困窮している点では家族世帯も同じであるが、一人暮らし中高年令者は生涯未婚であったとか、家族との離別や死別、結婚した子に親を扶養する経済力がない等の理由により、家族を失った人たちであり、家を建てる可能性がほとんどないので、「持家政策」一本槍で解決できない問題をかかえている。ことに経済的能力のない一人暮らしは、住宅金融公庫の貸付対象からも、公営住宅入居対象からも外されるので、営利中心の民間住宅に住む以外に方法がない。

彼らは支払能力が低いうえに、高令、疾病、身体障害を持つため敬遠され、安くて低質なスクラップ化された住宅にか入居できない。身体的悪条件をかかえながら、急な階段を昇降し、便所・炊事場を共用する、陽当りの悪い非衛生的なバラックに住む老人・病人・身障者の姿は悲惨というほかはない。こうした人たちにこそ公営住宅が給付されるべきであるが、戦後の住宅難時代につくられた公営住宅法は、その第

一七条の一に入居者資格を「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」と規定しているために、一律に入居を拒否されている。

しかし「高度経済成長期」を通じて進行した核家族化の延長線上に今日の一人世帯の増加があること、今や一人世帯は普通世帯の一三・五%にも達し年々増加の一途を辿っていることを考えると、一人であるというだけで市民としての権利を制限するのは、法の平等を定める憲法一四条に違反するという主張が出てくる。このうち若年一人世帯は将来解決の目途もあるが、中高年令者は家族形成の可能性が極めて少ないため、法の改正による救済がつよくのぞまれる。「ひとり暮らし裁判」はこうして起った。

一九七五年九月、福岡市営住宅の入居者公募に応じた一人世帯に対し、公営住宅法にもとづき申込みが拒否されたことから、同年一二月、生活保護を受けているこれらの人たちは、福岡市長を相手どり、福岡地裁に「入居申込不受理の行政処分取消請求訴訟」を行なった。別名「ひとり暮らし裁判」と呼ばれるこの訴訟は、一六名の原告団と、これを支援するかたちで①全生連、全日自労、老人団体、独身婦人団体が立ちあがり、②六〇名からなる弁護士による法延闘争と、全国の学者研究者たちによる研究会、実態調査にもとづく証言が展開され、③国会では議員の活動がつづけられた。その結果は、一九八〇年四月一日の衆議院本会議で公営住宅法第一七

条が改正され、六〇才以上の老人、保護受給者、戦傷病者、四級以上の身体障害者、五〇才以上の婦人が公営住宅に入居できることになった。

以下に紹介する報告は、この裁判の証言者の一人として証言した内容を、わかり易く構成し直したものであり、その趣旨は、今日のひとり暮らしは、戦争による被害、「高度成長」のもとでの激しい労働力移動と底辺労働者の家族解体の結果生じたケースが多く、国はその責任の一端を負うべき立場にあると訴えたものである。

一、一人世帯の増加とその内容

一人世帯の動向をつかむには、二つの官庁統計がある。一つは総理府「国勢調査」で、いま一つは厚生省「厚生行政基礎調査」である。ここでことわっておかなければならないのは、「国勢調査」が全数調査であるのに対して、「厚生行政基礎調査」の方は国勢調査区からひとまず一八〇〇地区を抽出し、当該地区内の全世帯を対象として全世帯員を調査したうえ、統計的处理により全国推計値を出すというやり方をとっているということである。したがって傾向は同じであっても実数が全く一致することはいえない。両者をくらべれば全数調査の方がより正確であるといえよう。

そこで、はじめに表1をみることにしよう。国勢調査では

全国民を普通世帯と準世帯に大きく分類しており、どちらにも一人世帯という欄がある。このうち一人の準世帯というのは、寮や寄宿舎、社会諸施設、自衛隊の寮などに入っている普通世帯を構成していない者で、未婚の単身者が多いことが予想される。これに対し一人の普通世帯とは独立した世帯を構成するもので、アパートや家を借りたり、持家に住む単身者であるから、未婚者を当然含むが、結婚したのちに離婚したり、死別などで家族を失った中高年令の単身者をより多く含んでいると考えられる。この他、国勢調査は三カ月以上の常住地で対象者を調査するところから、三カ月以上にわたる単身赴任者もこの中に含まれているであろう。

このように一人世帯とは親の家族を出てまだ自分の家族を構成していないか、自分の家族を失ってしまったか、家族と別れ別れに暮らしているか、いずれにしても「家族」という集団をはなれて暮らしている人達である。

いま普通世帯の中の一人世帯の割合をみると、一九六〇年に五・二%であったものが、六五年には八・二%、七〇年には一〇・八%、七五年には一三・五%と増加の一途を辿っている。この他に準世帯の一人世帯があるわけだが、こちらの方は六〇年の八七万人から、六五年七〇万人、七〇年七十四万人とジグザグしながら七五年には六三万人に減っている。石油ショック以後の出稼者の失職、青年のUターンが反映しているのであろう。

表1 普通世帯に占める単独世帯の割合 (単位千)

年次	普通世帯数		単独世帯		65才以上の単独世帯	
	実数	%	実数	%	実数	%
1960年	19,571	100.0	1,023	5.2	203	1.0
1965年	23,085	100.0	1,863	8.1	285	1.2
1970年	26,856	100.0	2,888	10.8	389	1.4
1975年	31,271	100.0	4,236	13.5	589	1.9

資料：総理府統計局「国勢調査」

表2 年次別世帯類型 (単位千)

年次	世帯総数		高令者世帯		一人世帯		内高令一人世帯注	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1955年	18,963	100.0	425	2.2	2,039	10.8	262	1.4
1960年	22,476	100.0	500	2.2	3,894	17.3	290	1.3
1965年	25,940	100.0	799	3.1	4,626	17.8	444	1.7
1970年	29,887	100.0	1,196	4.0	5,542	18.5	658	2.2
1975年	32,877	100.0	1,619	4.9	5,991	18.0	873	2.7

資料：厚生省「厚生行政基礎調査」1975年。但し1955年、1960年は各年版。

注 60才以上を高令者としている。

さきに一人世帯といっても中高年令の一人暮らしが増えることは問題が多いといったが、国勢調査の普通世帯の中に六五才以上の老令一人世帯を別にとり出して計算してあるのでそれをみよう。六〇年に二〇万三千人であるから、普通世帯総数に占める割合は一%であったが、年々ふえて七五年には五九万人で一・九%、約二倍にふえている。

次に「厚生行政基礎調査」の方をみると(表2)、普通世帯と準世帯の区別がないせい、一人世帯は六〇年に三八九万人であったものが、七五年には五九九万人と二一〇万人もふえ、世帯総数に占める割合は一七・三%から一八%に微増している。この調査では六〇才以上を高令者としているので、さきの国勢調査の六五才以上の人数より多くなるのは当然であるが、この調査でも老令一人世帯は一・三%から二・七%へとやはり二倍にふえている。

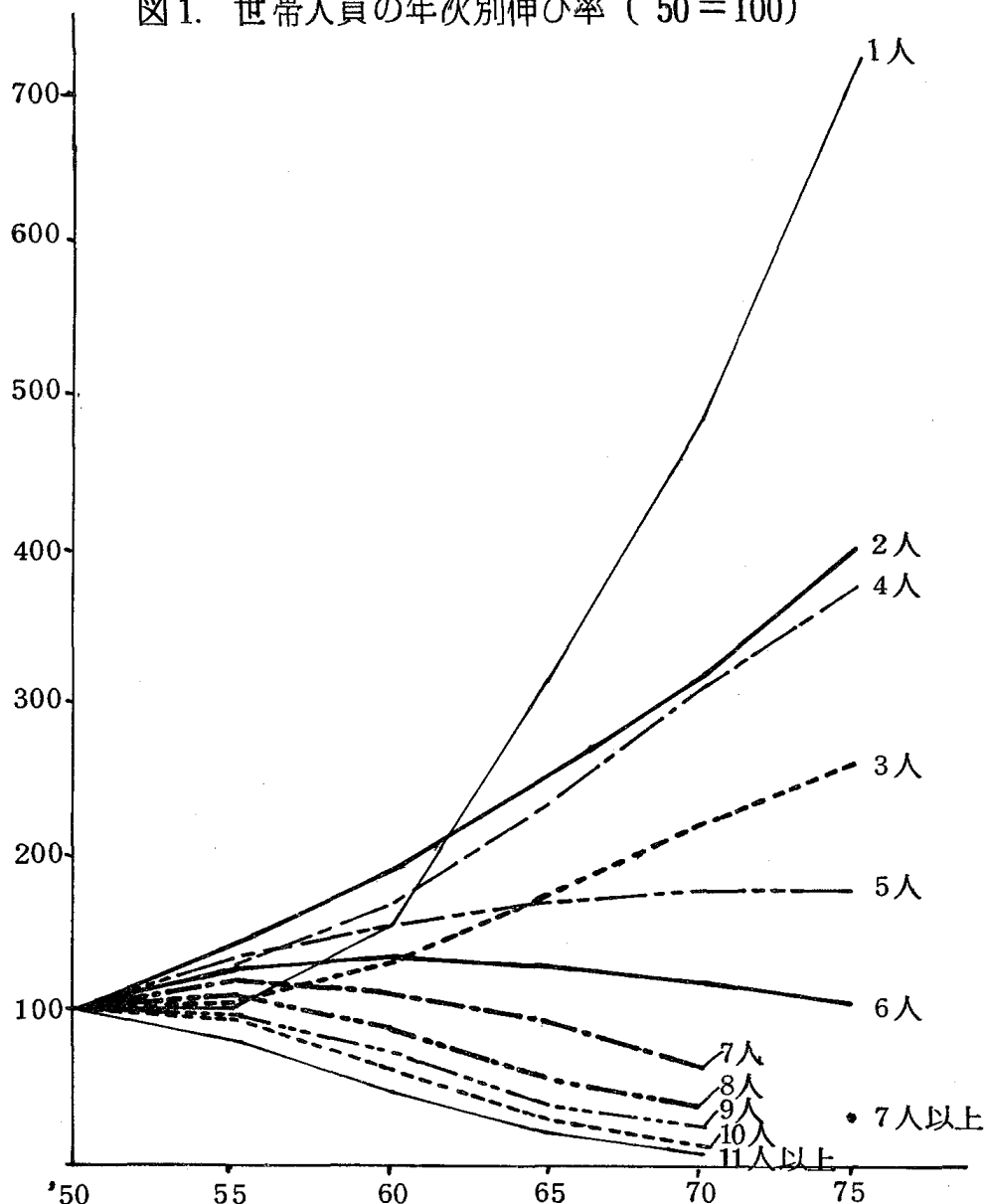
したがって両調査をふまえて次のように総括できるのである。普通世帯であろうと準世帯であろうと、一人で暮らす人の割合は年々ふえつつづけている。そのうち四五―五九才までの中高年者の数字はつかめないが、六〇才以上の老年者の割合は、一人世帯総数の増加率より早いテンポでふえているといえる。

二、一人世帯増加の時期

つぎにこうした一人暮らし世帯は、いつ頃から増えてきたのか、一貫して増加してきたにはちがいないが、どこかの時点で質的ともいえる変化が見出せないものであろうか。図1は普通世帯の世帯人員の伸び率を一九五〇年を一〇〇として示したものである。全体として五人以上の大きい世帯は停滞もしくは減少の一途を辿っているのに対し、四人以下の小世帯は軒なみ増加しつつづけている。中でも一人世帯の増加は著しく、他をひきはなしてぐんぐん上昇する。そして、急激に上昇しはじめる時点が一九六〇年であることに注目したい。

この一人世帯の増加の背景としては、家族そのものの小規模化が進行していた事実によればならない。さきに図1によって二―四人の家族が増加したといったが、これは夫婦ないしはその子一―二人から成る核家族が主流をなしていると考えられる。いま国勢調査の普通世帯を夫婦と未婚の子から成る核家族世帯、直系尊属とその他を含む拡大家族世帯、一人の単独世帯とに分類してみると、表3のようになる。一九六〇年の国勢調査結果は、核家族世帯の割合が六〇%をこえたというので人々を驚かせた。また普通世帯の平均人員も四・五六人と五人を大きく割ってしまった。この数字は、日本で国勢調査が実施された大正九年の四・八九人以降、戦前戦後を通じて約三〇年間五人前後という値が変わらなかった

図1. 世帯人員の年次別伸び率 ('50=100)



資料：総理府統計局「国勢調査」より作成。

ことからして、人々を驚かせるに十分な数字であった(表4)。そしてその後もこの傾向は一そう明確化し、七五年には核家族が更に増えて六三・九%、平均人員は一そう減って三・四五人になってしまふのであるが、変化がとくに著しいのは六

に一人減少するのに、アメリカでは五〇年を要し、日本でも少なくとも三〇年間はほとんど変化しなかったのである。それが一九五五年から七五年までの二〇年間に一・五二人、六〇年以後の一五年間に限っても一・一人の減少を記録して

〇年から六五年にかけてである。つまり六〇年からはじまった変化が、五年後の六五年の調査で明確なカタチをとったとみることが出来る。

三、小家族化の原因

社会学の研究では、家族の変化をはかる指標として一般的に家族構成と家族の規模を用いる。小家族とは家族構成が単純でかつ人数も少ない家族であるから、核家族がその典型であり、家族における近代化の外的指標としてよく用いられる。

しかし、さきに日米の動きを比較した表4をいまいちど検討すると、家族人員が五人から四・一人

表3 年次別家族構成の推移 (単位万)

年次	普通世帯数		核家族世帯		拡大家族世帯		普通世帯 平均人員
	実数	%	実数	%	実数	%	
1955年	1,738	100.0	1,035	59.5	643	37.1	4.97
1960年	1,957	100.0	1,179	60.2	686	35.1	4.56
1965年	2,309	100.0	1,446	62.5	683	29.6	4.05
1970年	2,686	100.0	1,705	63.5	682	25.4	3.69
1975年	3,127	100.0	1,998	63.9	699	22.4	3.45

資料：総理府統計局「国勢調査」より作成

表4 日米の一世帯当り人員の比較

年次	アメリカ	日本	* 2人以上 世帯の平均
1850	5.6人	—	—
80	5.0	—	—
1900	4.7	—	—
20	4.3	4.89人	—
30	4.1	4.98	—
40	3.8	5.00	—
50	3.4	4.97	5.30人
55	—	4.97	5.11
60	3.3	4.56	4.74
65	3.2	4.05	4.32
70	—	3.72	4.01
75	—	3.48	—

資料：森岡清美「日本の家族の現状と将来」『家裁月報』第323巻8号。ただし、75年は国勢調査速報。
*は筆者算出、普通世帯から1人世帯を除く。

いるのであるから、この間の変化がいかに急激なものであったかがわかる。私はこの理由を家族の近代化が重なり合いながら同時に進行したからだと考えている。

そこで家族における近代化と現代化とは何かを説明しなければならぬ。近代化とは資本主義化に他ならず、旧い社会の封建的な残存物が取り除かれてい

直系家族存続の物質的基盤であった家業・家産とその世代的継承の慣行が、資本主義の発展にともなう小生産者層（農家・商家など）の分解によって崩壊してしまっただけである。つまり賃金労働者家族がふえたわけで、これにともない夫人の賃金によって労働力の再生産を行なう妻と子からなる小家族に分化することを余儀なくされたのである。その物質的根拠は、そもそも賃金とは労働者本人とその妻及び子供二人の労働力再生産費にすぎず、老親扶養の費用を含んでいないことによる。

家族近代化を促進したいま一つの理由は、資本主義の発展にともなう労働力の地域的移動にある。家業が多くの場合地

く過程である。現代化とは資本主義の発展にともないその矛盾が深まっていく過程であり、別の言葉で表現すれば窮乏化の過程であると考えている。

だから家族の近代化とは、旧い家制度のもとにあった直系家族（核家族の対概念となるのは拡大家族である。直系家族は旧家族制度下における長子相続制の家族で、この対概念は夫婦家族である。念のため）が、夫婦と未婚の子からなる夫婦家族（核家族）に分化していくことを指す。なぜ資本主義の進行が直系家族を減少させたか、それは

域的定着性を持っていたのに対し、賃金労働者は資本の都合によって吸引されたり反撥されたりするので移動せざるをえない運命にある。この場合、先ず本人が単身で移動し、都市で結婚して核家族を形成するか、若い本人夫婦が親夫婦と別れて都市に移動するか、いずれにしても核分裂が行なわれる。出ていった若夫婦も、残った老夫婦も共に核家族になったのである。

以上、二つの理由のいずれも資本主義の発展にともない、賃金労働者が増加したことと深くかかわっている。だから家族の近代化とは賃金労働者化といいかえてもよい。近代化という言葉に一定の価値判断を持たせ、明るいイメージでとらえる人は多い。また旧い家族制度が崩壊した原因を人々の意識の変化に求め、観念が変わったから家族が小家族化したと思っている人も多い。しかし制度や観念の変化は、それを可能にする物質的条件なしに現実のものにはならないし、近代化とは人々の価値判断をこえて冷徹に貫徹する歴史の法則に他ならないのである。

つぎに現代化とは、資本主義の矛盾が深化する過程であり、家族における現代化とは窮乏化の進行に他ならないといった。資本主義の発達は労働者家族を増大させるが、賃金制度にとらえられた生活は、きわめて不安定であり、家族という長期的計画を要する生活体を支えるには不適當な制度である。したがって彼らの家族が家族として存続しうるかどうかは、全

くの偶然性にゆだねられている。そして彼らの生活に特有な不安定性は労働者の下層にいくほど激化していくから、資本主義の矛盾をよりつよく受ける層から家族の解体がすすんでいく。また国家独占資本主義の段階では重税・インフレ等国による二次的搾取がつよまる結果、生活の困難と不安定性は全階層をとらえるので、家族が解体したり、経済的理由で結婚しないと子供を生まない者があらわれ、家族そのものの存続が危険にさらされる。これが家族における窮乏化現象であり、家族における現代化とは家族解体化に他ならない。

周知のように、日本の資本主義は、戦前、軍事的半封建的な資本主義であるといわれた。戦後農地改革によって地主制度という封建的な遺物を取り払い、資本主義の自由な発展の途が開かれた。あらゆる領域で近代化が論議の的となり、社会学でもムラやイエの崩壊が主要な関心事となった時期があった。したがって家族近代化はほぼ農地改革を起点としていた。

他方、現代化の時期は国家独占資本主義が全面的に開花する時期、すなわち「所得倍増計画」以降とみることが出来る。こう考えると六〇年代とは、実は家族における近代化とオーバーラップするかたちで家族における現代化が同時併行的に進行した時期であったといえる。以上は「何故この時期に急激な家族の変化が進行したか」という疑問に対して、私が持つ見解である。

四、「高度経済成長」と家族の変化

そこでつぎに、家族における急激な変化をもたらした、戦後日本資本主義の構造的な変化について述べる必要があるだろう。

一九六〇年といえば、池田内閣の「国民所得倍增計画」が出された年である。戦後日本の独占資本は、一九五〇年の朝鮮戦争の特需で復活をとげたあと、五五年からはじまる技術革新で老朽施設の更新がさかんになると、需要が需要を呼んで空前の活況を呈した。五五年といえば、アメリカを盟主とする「生産性本部」が日本にも設立された年であり、アメリカからの資金・新鋭技術の導入とセットされて新しい労務管理方式が¹⁾つぎつぎに持ち込まれ、急ピッチで資本主義的合理化が推進された。こうして日本の資本主義は、一九五五～六五年、六五～七五年にかけて高度成長をとげ、六五～七〇年には戦前以来の繊維工業段階を脱して、重化学工業段階の確立をみた。

このように戦後の日本経済を質的に変化させた「所得倍增計画」とはいかなる内容をもつものであったか、を検討する必要があるだろう。

日本は講和条約発効後迫られる貿易自由化にそなえ、国際競争力を強化する目的で、五五年から「経済自立五カ年計画」を発足させ、産業再編成に着手していたが、この産業再編成

とは、重化学工業中心に日本経済を建て直し、競争力の弱い産業をスクラップ化してそこから排出される労働力を重化学工業に吸収しようとする政策である。いわゆるスクラップ・アンド・ビルド政策に他ならないが、これを本格的に推し進めたのが「倍增計画」であった。

「倍增計画」とは、六〇年を起点として向う一一年間に国民所得を二倍にするというふれこみで合理化を促進し、パイの理論にもとづいて労働者を生産性向上に協力させ、重化学工業資本の強蓄積を推進しようというねらいを持つ経済政策であった。その内容は差別・選別による産業再編政策²⁾、労働力流動化政策が柱であり、これを遂行するための地域開発政策をもともなっていた。これらはいずれもここでの主題である家族の変化、一人世帯の増加に直接かかわりを持つ政策である。

まず第一に産業再編政策のもたらした結果をみよう。ビルド化される重化学工業と対照的にスクラップ化のいけにえにされたのは、石炭産業、¹⁾ついで農業、繊維産業であり、また広範に存在する中小零細企業であった。

まず石炭産業についていえば、五五年の石炭鉱業合理化臨時措置法の公布以降、炭鉱の閉山が相次いだことは記憶に新しい。これはアメリカ石油資本の要請により我国がエネルギー転換を余儀なくされたためで、炭鉱労働者の数は表5のように、一九五五年に雇用者総数の二・〇%を占めていたもの

表5 石炭鉱業と繊維工業雇用者数の推移 (単位千)

年次	雇用者総数		石炭鉱業		繊維工業	
	実数	%	実数	%	実数	%
1955	17,972	100.0	352	2.0	1,023	5.7
1960	23,638	100.0	330	1.4	1,165	4.9
1965	28,973	100.0	171	0.6	1,154	4.0
1970	33,676	100.0	87	0.3	1,033	3.1
1975	34,858	100.0	35	0.1	755	2.2

資料：総理府統計局「国勢調査報告」各年より作成。「昭和55年国勢調査」第2巻全国編(基本集計結果)第16表。1975年は、全国速報集計結果(1%抽出結果)による。

出所：統計指標研究会著「統計日本経済分析 下」新日本出版社、61頁。

が、七五年には僅か〇・一%へと減少、実数にすると約三二万人も減少してしまっ

った。繊維産業の再編成も、石油化学工業の発展と深くかかわっている。すなわち合成繊維の出現は在来の天然繊維を駆逐しはじめ、化学工業資本のもとに再編されたもののみがかるうじて生き残った。繊維工業労働者の数は、一九五五年に雇用者総数の五・七%を占

めてしまった。農業から実に六四〇万人の働き手が他産業へ排出されたのである。それだけではない。残る農家をみると、農業だけで食べていける専業農家は六〇年に全農家の三四・三%を占めていたものが、六五年に二一・五%へと減少し、七五年には一二・四%になってしまった。そして兼業農家は逆に六五・七%から七八・五%へ、さらに七五年には八七・五%をも占めるにいたった(農業センサス)。その中身は、もはや農業を従とする第二種兼業農家が圧倒的比重を占め、六〇年段階では第一種と第二種とがほぼ半々でやや第一種の方が多かったが、六五年には逆転し、七五年には二五対六二と第二種兼業が大部分を占めてしまった。

兼業の種類をみると賃金労働者がほとんどであるから、ここにのべた農業就業人口の減少部分と農家の中の兼業人口部分は、賃金労働者になったのである。

めていたが、七五年には二・二%、約二七万人減少している。最もドラステックに労働力を排出したのは農業である。農業就業人口は六〇年に全就業人口の三〇%、約三分の一を占めていたが、六五年には二二・八%、七〇年一七・九%と減り、七五年の国勢調査では一二・六%と、一割少々に減少

この農業からの労働力の排出は、具体的には「所得倍増計画」をうけて翌年策定された「農業基本法」にもとづいて行なわれた。「農業基本法」は、日本農業の特徴である土地の零細性を克服し国際競争力をつけるために、自立経営の可能な三割の農家を残し、残り七割の零細農を切捨て、そこから得られる農地を自立経営農家の経営面積の拡大にあて、排出される労働力を発展する他産業―主として工業に吸収しようというものであり、この目的を達成するための差別・選別政策であった。しかし戦後の農地改革が土地の零細性を克服

するどころかそれを促進し、大規模経営の方向を閉してしまつたことを考えると、真のねらいは労働力の流動化にあったといわねばならない。農工間所得格差の存在は、農業では食えない人口を他産業へとかり立てていった。

ついで六三年に出された「中小企業基本法」は、独占資本の合理化計画についていけない体質の古い中小零細企業や自営業者を選別し切り捨てた。統計上は、中小零細企業や自営業者の数自体はそれほど変化していないが、その内部で激しい開業と廃業が行なわれている。廃業つまり倒産すれば失業者が出るから、ここでも労働力の排出が行なわれた。

労働力の移動は企業内でも行なわれた。技術革新のすすんだ職場には新規採用の若年労働者が配置され、代わって中高年令者が附帯・補助部門に押しやられる。そればかりか彼らの中には余剰人員として下請企業に出向を命ぜられる者も出てくる。

こうみてくると、産業間のみならず、企業間でも、スクラップ・アンド・ビルドが進行し、排出された労働者が、ビルド産業・企業・職場へと選別されながら再配置されたことがわかる。この労働力の大移動をスムーズにするためにとられた政策が「労働力流動化政策」であり、七〇年代に入るといっそうあらわになって、その名も「積極的労働力政策」と呼ばれるものになっていく。すなわち、失業・半失業者の堆積する産業や地域から労働力を必要としている産業や地域に移

動させるためにとられた失対打切り、失業保険法改正、広域職業紹介、雇用促進事業等々の実施がそれである。そのようにしてさえ七〇年代には、ベビーブーム期（昭和二二―二四年）以後の出生児数の落ち込みが作用して労働力が不足し、これまで非労働力であった主婦までも労働力化し、広範な共稼ぎ家族を出現させることになった。

このようにして労働力の配置替えと補充がはかられたわけだが、配置に際しては、日本経済の二重構造を反映して陽の当たる大企業には技術革新に対する適応能力のたかい新卒の若手労働者が、陽の当たらない日陰の中小零細企業や臨時雇には中高年令者や主婦が吸収されていった。

日本の「高度経済成長」を可能にしたひけつは、以上にあげた大胆な産業再編成と、これに対応する大規模な労働力再編成にあったのである。

五、窮乏化の進行と家族解体

小生産層の激しい分解と、労働力の地域的移動は、家族人を縮小しその延長線上に一人世帯を増加させた。

それは古い生産様式や家族制度から人々を解き放つという進歩的な側面を持つと同時に、賃金労働者家族を大量に生み出し、生活を不安定化したといういみでたえず家族解体の危険にさらすという否定的な側面をも持ち合わせていた。資本

蓄積の進行は、労働者の労働・生活条件を破壊するので、矛盾をよりつよくうける階層から家族解体が進行しはじめる。

ここでは窮乏化のあらわれである家族解体についてのべよう。まず、ここで用いる家族解体の意味を説明しておかねばならない。

キブツにおける家族の研究で知られる山根常男氏は、家族解体を定義して、一、家族が機能障害におちいる結果一つあるいはいくつかの問題症状があらわれること（例としては失業・家出・別居・非行・犯罪などが考えられよう）であり、二、それらの症状が消滅して家族が再組織されることもあるし、さらに発展して家族が崩壊することもあるというふうに、解体とは過程概念である、としている⁽³⁾。つまり解体化の過程であるから最終的に崩壊する場合と、回復される場合がある。

大体、家族解体 (family disorganization) とは、アメリカ生まれの概念で、家族が外社会に対して適応し、家族に期待されている機能を果たしつつある場合は正常家族、機能障害に陥り外社会に対し不適応を起している場合は異常家族であるとし、夫の失業をも異常、つまり病理現象として扱うような見方である。つまりこの概念は、現在の社会のあり方を肯定しかつ現行の家族制度を不変のものとして成り立っている概念であるから、社会そのものが発展しそれにつれて家族も変化していくと考えている者にとって、基本的には相入

れない理論なのである。

しかし日本語としてわかりやすい用語なので、ここから適応・不適応、正常・異常という価値判断を取り除いて、家族解体という言葉を一共同生活の単位である個別家族⁽⁴⁾を崩壊にみちびくような現象が、家族の中にあられることとし、これを「過程」概念として用いることにする。アメリカ社会学の概念を採らない理由は、価値判断の基準を現在の社会の維持・存続というところに置いてみれば不適応であり異常にみえるような家族が、実は来るべき社会の新しい家族のあり方を萌芽としてやどしているかもしれないと思うからである。だから正常・異常の病理学的レッテルを貼るよりも、どんな条件のもとで、家族にどんな現象が起っているかをありのまま観察する方が大切だと考えている。

六、社会階層と家族

これまで家族を研究の対象として真正面から取上げてきたのは社会学である。しかし人間の共同生活の単位として家族を考察の対象にする社会学では、家族は歴史をこえていつても、また地域をこえてどこでもみられたとし、普遍性の側面を強調するきらいがあった。核家族論などはその代表的理論で、夫―妻―子からなる「核」が最小の単位となつて、その核が世代を重ねて縦につらなつたり、同世代が横につらなつ

たりしてバリエーションをとるだけで、機能的にも最も完全で安定したものだとする。たしかに家族が生殖と子の養育という生物学的機能を持つ以上、夫と妻と子が最小限の構成要素となるのは当然であるが、社会科学である以上、彼らのあり方の歴史性や社会性を問題にしなければ意味がない。人類の家族は、などという普遍性を取り出すだけでは、変化の側面を見きわめることは出来ない。

私が家族の階層性に着目して調査を開始したのは一九六三年であった。当時私の職場があった札幌市内の住民調査（スラムや浮浪者収容施設、養老院まで含む）で大体的見当をつけたあと、六四年から室蘭市の調査に本格的に取り組んだ。室蘭市をえらんだ理由は、ここには独占企業富士製鉄（現新日鉄）と、その下請中小企業群が存在し、その底辺に臨時雇労働者層をしたがえるという、まさに日本経済の構造を縮図にしたような都市であったからである。この都市で独占企業とその下請企業労働者の実態調査を皮切りに、再下請零細企業と臨時雇用労働者、さらに失対労働者と生活保護世帯へと連年調査をつづけた⁴。尚、第二次産業だけではなく、第三次産業の全階層、周辺農漁民調査まで行なったので、全部で一〇年近い歳月を要した。

その後、職場が東京に変わった関係もあり、調査対象は地域的にも広がっていく。鹿島重化学コンビナート、石油化学工業、新幹線建設工事に従事する労働者、出稼労働者等を対

象としたが、調査のねらいはいつでも日本経済の重化学工業化とその資本蓄積がいかなる労働力を移動させ調達したか、移動に際しての家族的条件、就労先での労働と生活の実態を明らかにすることによって各階層にどんな矛盾があらわれつつあるかを観察するところにあった。その場合、調査対象者は当然、当該企業に働く労働者になるが、生活条件を知るために家族を持つ者に対しては家族を含めて調査したことはいうまでもない。ついにながら家族の研究というと有家族者だけが対象になると考える人がいるが、当該企業に働く労働者は一人者も全員対象となる。ある企業に一人者の割合が特に多いとか、中高年の一人者が多いという場合は、そのこと自体に意味があるし、一人のときから追いかけてこそ家族の形成―発展―崩壊の全プロセスが動態として把握できるようになるからである。

このような調査活動をつづけるうち、私は家族に関してつぎの事実に気付いた。

それは大企業の労働者の家族は、夫婦と子供、それに老親が加わることがあるが、大体同じ構成、同じ人数をもつのに対し、日雇や失対労働者、生活保護をうけている階層では母子、父子といった欠損家族の割合が急にふえ、他ではみられない一世代欠落家族（祖母と孫のみ）とか、未婚の兄弟（未成年を含むことがある）、夫婦のいない家族（祖母と母と子など）等々の標準的でない家族が多いこと、ならびに中高年

の単身者が多くなることであつた。この事實は家族のあり方に階層的な差異が存在することを教えてくれるのである。

生活保護世帯に欠損家族が多いことは経験的に知られていたし、いくつか研究も行なわれている。しかし、従来の研究はアメリカ流の家族解体論に立ち、家族が解体（例えば夫の死亡や夫婦の離婚）したから貧困に陥つたとみていた。つまり夫が死亡して稼ぎ手がなくなると、家族は社会から期待されてゐる役割を十分に果たすことが出来ず、さまざま不適應現象を起こす結果貧困に陥るといふのである。たしかにその家族が貧困に陥つたのは主たる稼ぎ手である夫の死亡が理由にはちがいない。しかし収入の途が断たれば貧困になるといふのは直接目にする事の出来る因果関係であつて、いわば「現象」でしかない。ここには考えなければならぬことが二つある。

まず第一に、夫が死亡する割合はどの階層でも同一であるかといふ問題である。日雇階層に働きざかりの年令で死亡する割合が高いとすれば、高い死亡率をもたらず労働・生活条件こそが貧困の原因とみなければならない。離婚率についても同じことがいえる。

第二に、夫の死亡や離婚によつて起こる家族解体が、貧困に結びつかない人達がいるといふ問題である。母子家族になつても、財産がある、親兄弟の階層が高く援助が受けられる、母親が高い学歴を持ち専門的技術的な職業につくことが出来

る等々の階層にあつては、容易に生活保護をうけるまで落ちてこない。また父子家族になつても雇用の安定した大企業や官公庁に勤める労働者であれば、後妻志望者には事欠かない。ただちに補修して標準的な家族にもどることが出来る。このことは解体現象が起こつてももとに戻せる階層と、容易に戻すことが出来ず転落していく階層があることを示している。したがつて、その家族がおかれてゐる階層別の生活条件そのものが貧困の原因だといえる。

以上から、従来言われてきたように家族解体が貧困をもたらすのではなくて、むしろその逆で、貧困が家族解体の原因ではないかと考えたのである。勿論、高い階層にいた人が配偶者を失つて生活保護階層まで落ちてくるケースは皆無ではない。また高学歴でも働く気をなくすとか怠惰で転落する人もいるにはいる。個人のパーソナリティや努力の欠如といった個人的責任は当然認めつつ、それでもなお転落する者の割合が階層毎にちがうといふ社会的事實（ある階層では一〇%だが別の階層では一〇%もみられるといふような事實）に注目せざるをえないのである。

七、家族解体の要因

では、家族を解体に追い込むような生活条件とはいかなるものであろうか。

労働者家族の生活を支える物質的基盤は賃金である。この賃金の大きさが生活水準を規定し、就労の規則性つまり雇用の安定性と労働の安全性が、生活の安定度を決める。

△賃金▽

賃金の額についてみれば、日本では企業の規模別に明確な賃金格差が存在することは知られている。大企業を一〇〇とすれば中小企業は六〇―七〇、さらに零細企業は四〇―五〇にしかならない。格差の原因は大企業が中小・零細企業を下請・系列化し、企業間に二次的・三次的な搾取が存在することと、労働者の組織率が中小・零細企業では低いので有効に闘えないからである。だから大企業は中小・零細企業を下請化し、低賃金労働を利用するのである。

△雇用の安定性▽

つぎに雇用の安定性についてみれば、日本の大企業には従来終身雇用制が存在した。生涯の雇用が保障されるばかりか、勤続に応じて賃金が上昇する年功序列型賃金体系とセットされていた。この年功型賃金は極めて低い単身型賃金を出発点とし、長年勤続すれば賃金が上昇することを励みにするので、低賃金で労働者を生涯企業にふみとどまらせるのに効果がある。企業帰属意識を育て労働運動を弱体化させるなどの理由で批難されてきたが、家族という長期的計画を要する生活体

を支えるには合理的な面も持ちあわせていた。

このように大企業の労働者は終身雇用制とセットされた年功賃金制度が存在し生活は安定しているが、中小企業の労働者は勤め先が倒産したり不況で仕事がなくなったりすると簡単に解雇されてしまう。ここでは終身雇用も事実上ないし、たえず職場を変われば年功もつきにくい。だから日本の労働市場は、雇用の安定した大企業労働者と、たえず転々と職場をわたり歩く中小企業労働者との二つに分断され、労働市場も二重構造になっているといわれてきた。

△労働の安全性▽

最後に労働の安全性についてみると、労働災害の発生率は中小・零細企業に高いという数字が出ている。これは大企業の技術革新が採算の原理にのっとって行なわれるため、オートメ化された新鋭工場の前後工程に、旧態依然の手作業を残すからで、オートメーションの高速化に比例して、前後工程には大量の非熟練・重筋肉労働を堆積させる。オートメラインには本工を配置し、前後工程には下請の労働者―社外工を配置するから、下請の労働者はいつでも「危険で汚れる」仕事しか与えられない。だから労働災害発生率、職業病や健康を破壊される者の率は当然下請に高くなるが、これに対する補償は、下請企業の支払能力に必ずるので、本工に対するよりも極めて安くつく。だから、作業安全のための設備投資は

つねに節約されてはかどらない。

こうした作業自体の危険性の他に、災害を誘発するような労働条件も作用している。

技術革新は多額の設備投資をするので、減価償却を早め、他社との競争にうち勝つためにはつねにより進んだ機械・設備に取りかえなければならぬ。だから一日二四時間操業をやる。つまり深夜労働という人間の自然を無視した勤務形態を採用するのだが、本工には八時間三交替制がとられるのに対し、下請社外工は一二時間二交替制（遅出・早出残業という形で）をとることが多い。これは八時間の前か後かの四時間を残業とみなすわけで、賃金の低い労働者は残業手当をくみ入れてやっと生活が出来るしくみになっている。仕事によっては、沖に停泊した船からの荷おろし、荷積みは一昼夜二四時間ぶっつづけでやる（停泊料金が高いので、短時間で切りあげるため）こともあり、長時間労働は体を疲労させ、眠気で注意を鈍らせる。労働基準法はあっても抜け道はいくらでも用意されており、こうした労働条件のもとで災害が多発しているのである。

△階層の存在▽

以上にあげた労働・生活条件にちがいが出てくるのは同じ労働者階級の中に、副次的な階層関係が存在するからである。すなわち、独占資本が中小零細資本を下請・系列化して支配

・収奪する関係に対応して、労働者階級の間にも、独占企業労働者と中小企業に雇用される非独占企業労働者という二つの階層をつくり出す。彼らは常雇身分であるが、この他に雇が一定しない臨時・日雇の労働者もいる。臨時・日雇労働者は労働力需給の調節弁であると同時により低い賃金で労働を提供する人たちである。彼らは組織率が低いので不況のときはまっさきに首をきられる。次いで中小企業労働者が解雇の対象になる。彼らが調節弁となってくれるので大企業労働者は容易に解雇されない。また賃金についても臨時・日雇労働者が低賃金で雇えるというので、中小企業労働者が安く使われ、独占企業の労働者も容易に賃上げに成功しない。三つの階層の間には組織率を背景にした、このような関係が存在するのである。この関係をよく理解すると反目よりも連帯が生まれるのであるが、全体のしくみを見透せない労働者は互いに反目し危険な競争意識や敵対感、優越意識を持つので、これが資本にうまく利用されて労働者の統一が阻まれる結果になっている。

以上は民間雇用者であるが、これとは別に国家の役割と機能が増大する国家独占資本主義段階では、国家諸機関に雇用される労働者（官公庁、三公社五現業）の数もまた無視しえない数に達している。彼らは賃金は安い雇用者の安定性と労働の安全性はますます保障されている。だから、民間セクターでは独占企業労働者、国家セクターでは公務労働者が生活

条件において似通った傾向を持つ。

ところでこれらの階層は一体どの位の割合を占めるのであろうか。まず資本金規模別に労働者数をみると、一〇億円以上の大企業に勤める労働者は、六〇年で約一六%であり、五〇〇万円未満の小零細企業に約五二%もの労働者が雇われている（大蔵省「財政金融統計月報・法人企業統計年報特集」）。これを従業員規模でみたのが表6であるが、五〇〇人未満を中小零細企業とすると約六〇%に達する。統計では五〇〇人以上と一括しているの、一万人をこえるような独占企業の労働者はどの位いるのかつかめないが、五〇〇人以上を大企業とすれば、五九年に約二一%であった。これに官公庁に雇用され

表6 年次別企業規模別雇用者の割合

規模 年次	非農林業計	1~9人	10~ 29	30~ 99	100~ 299	300~ 499	500~	官公・ その他
1959年	19,654(千)	18.4	15.1	13.2	7.9	3.0	20.9	21.4
1962年	23,740	15.3	14.1	14.4	9.5	3.7	27.9	15.2
1965年	26,484	13.8	15.3	14.8	9.9	4.0	27.9	14.7
1968年	30,197	16.2	14.0	14.7	10.0	4.3	27.9	12.7
1971年	33,360	16.1	14.2	14.8	10.4	4.3	27.9	12.3
1974年	35,622	17.5	14.1	15.0	10.5	4.3	26.1	12.2

資料：総理府統計局「就業構造基本調査」

る労働者約二一%を加えると約四割になる。七四年の調査をみても大企業が二六%、官公庁が一二%でやはり四割弱である。もしこの中から独占企業を取出すことができればずっと少なくなる筈で、官公庁と合わせて約三割でいと推測される。つまり、七割は陽の当たらない、日本経済の二重構造の底辺部分に属する労働者だということになる。

八、これまでの実態調査の分析

いまこうした階層別に家族のありかたにどのようなちがいがあるかについて、室蘭での調査をもとにして考察してみよう。

そのまえに比較の方法について説明しておく、ある一時点（例えば一九七〇年とか）をとって階層別の差異を比較する静態分析と、ある階層の家族が辿った歴史を調査し、どんな歴史を辿った家族が多いかを階層別に比較する動態分析がある。要するに、前者は階層のたて割りであり、一時点の比較という静態分析である。後者は階層別家族の時系列的な歴史の推移であり、動態分析である。

△家族の所得構造▽

最初に静態分析から入ろう。階層別に賃金格差が存在することを反映して、家族の所得構造には明らかながいがある。

室蘭で全階層約二千世帯の調査を行なった結果をみると、独占企業本工の家族では六四%までが夫のみが働いて生計を維持していたが、下請中小企業工員の家族では四四・五七%にとどまった⁽⁴⁾。残りは夫以外の家族員が働く「多就労家族」であり、それは下請に当然多い。さらに多就労家族に立ち入って働いている人の続柄を調べてみると、大企業には世帯主である父とその未婚の子が働くという父子型をとるのに対し、下請の場合には未婚の子の他に世帯主の妻や老いた父母が働くなど複雑な構成をとり、一世帯当りの就労人員も多かった。成人した子が父と共に働くという父子型はいわば家族の生活周期の一段階でとるあたりまえの稼働であるが、子や妻や弟妹や老親等々が働く型は、働ける者は一家をあげて働きに出るといふ賃金持寄型家族の典型であろう。事実家族の総収入を家族の人数で割って一人当り生計費を概算してみると、下請では複数家族員が賃金を持寄ってはじめて独占企業本工の水準まで到達することが可能になっている。それは賃金格差を埋めるのに必要な多就労なのである。

また家族員の勤め先にもちがいがみられる。独占企業本工の家族（主として子）は、同じ企業の工員か、銀行・商社などの事務員が多いのに対し、下請企業の家族には同じような中小企業工員か、店員・サービス業、日雇労働者が多かった。つまり低賃金を持寄って生活する家族としての対応がみられるのである。

ではこれより更に下の階層ではどうなるか。低賃金であるうえに雇用の不規則な日雇階層では、もっと多人数が働かなければ生活できない筈である。ところが予想に反して多就労世帯がかえって少なくなるばかりか、働いている人の続柄が夫以外の家族員、つまり夫がいるのに妻だけが働いているとか、母子家庭の母が働いているとか、子だけが働くとか、祖母と孫の家族の祖母が働いているとかの変った型が目立ったのである。

△家族構成と人員▽

この事実は何を意味するか、家族構成自体に欠損があるか、夫が失業・傷病・身体障害などで働けない等の理由により、働いて賃金を持寄りたくても持寄れない現実があると考えられる。そこで家族構成を階層毎にしらべてみると、独占企業にせよ下請企業にせよ常雇労働者の家族にはふつうどこにでもみられる夫婦と未婚の子から成る核家族が多いのに対し、日雇労働者には欠損家族や中高年の単身者が多く見出される。つまり壊れた家族がふえるのであるが、それは生活保護階層にいくと一層顕著になる。単身世帯が半分を占め、家族といっても母子、父子、祖母と孫（一世代欠落）、兄弟のみといった標準的でない家族構成をとるものが多い。このことは家族人員のうえにもあらわれ、常雇階層では多いが日雇や生活保護階層では家族人員自体が減少していくのである。

これらを通して次のように要約することが出来る。独占企業労働者の家族は夫だけが働いて生活しており、これに成人した子が同居したまま働くようになれば一層余裕のあるくらしをすることが出来る。だから多少家族人員が多くても養っていける。両親の同居率が最も高いのがその証拠である。下請企業では一家総出で働けば何とか持ちこたえることが出来る。

だが何らかの理由で総働きが出来ない家族の家計は極度に緊迫し、世帯主の事故はいうに及ばず、家族の誰かに傷病・災害などがふりかかれば直ちに生活が破たんする状態にある。つまり賃金を持寄ることが家族としての生活を維持する必須条件であるから、この条件を欠いた家族は常に解体の危険にさらされているといえる。しかし日雇・生活保護階層は、賃金を持寄ろうにも家族自体が壊れてしまい、働ける人がかろうじて一人いるか、全くいないのである。

このようにみると、働き手がなくなるような家族の解体が何故起ったのかを究明しなければならぬ。各家族の現在の姿は長い家族としての歴史の一断面であるから、どうしても過去に遡って生活の歴史を調べる必要がある。時系列的な分析である。

△家族の生活周期▽

家族の生活史を比較するには何らかの尺度が必要であり、

社会学ではこれまで生活周期段階を設定して、各段階への到達年令を比較するという方法をとってきた。すなわち家族の歴史は、両性の結婚に始まり、子の出生↓就学↓就労↓独立他出し、老いた夫婦が残され↓一方の死により終るというサイクルをもっていることに着目し、研究の目的にそってさまざまな段階区分が考えられてきた。例えば妻の社会参加という課題からは育児からの解放度が指標になるので、第一段階は結婚して子が生まれるまでとし、第二段階を第一子出生から末子が小学校入学まで、第三段階は末子が小学校卒業するまでといったように、いくつかの段階に区分することが試みられた。私の課題は家族を経済的に支える働き手の変遷が主要な関心事であるから、指標を就労可能な家族員の労働力構成に求め、表7にあげるような段階設定を試みた。

これによると第一段階は家族生成期で結婚から第一子出生までで、夫の他に妻も働きうる段階である。第二段階は家族発展期で第一子が生まれてから子の誰かが働き始めるまでの、子の出生と保育・教育期にあたり家計が最も緊迫する期間であるが、妻は働けないことが多い。第三段階は子供の一人が働き出し、全員が独立して家を出るまでの期間で、経済的に家族が最も豊かになる隆盛期である。この期間は世帯主と子が働く他に、育児から解放された妻が働こうと思えば働くことができる。第四段階は子が全員他出して空になった巣に夫婦二人が残され、夫が老令で働けなくなるまでで、家族の衰

表7 家族の生活周期段階表

周期段階	特徴	生活時点 (始期)	生活時点 (終期)	年令	夫婦家族の 労働力構成
第一段階	家族生成期	結婚	第一子出生まで	始 25—29才 終 26—30	夫・妻
第二 "	家族発展期	第一子出生	子が働き出すまで	始 26—30 終 45—49	夫・(妻)
第三 "	家族隆盛期	子が働き出す	子全員転出まで	始 45—49 終 55—59	夫・(妻)・子
第四 "	家族衰退期	子全員転出	夫労働不能まで	始 55—59 終 60—64	夫・(妻)
第五 "	家族消滅期	夫労働不能	夫死亡	始 60—64 終 65—69	(妻)

注 () 内は稼働可能者で、発現するか否かは資本主義の発展段階または社会層によって異なる。

注 阿部とし子「賃金労働者家族の生活周期」『社会学評論』第70号、有斐閣、p.59

退期にあたる。第五段階は夫が働けなくなつて無職世帯となり、やがて夫婦の一方が死亡して家族としての歴史を終る家族消滅期である。このうち第三段階は、子がつぎつぎに成人して稼ぎ始めるので、収入のうち自分の小遣以外は全額家計に入れる子もいるし、食費を入れる子もいるであろう。仮りに自分の

稼ぎを家計に入れない子がいるとしても、それまでに要していた教育費や小遣などの費用は親の負担からはずされるし、子が自分で貯金をすれば結婚資金・独立資金をつくることができる。また親の方も土地や家を買うなどして老後の備えをすることが出来る。いま一つ、子としては親の家族にとどまっていたる間に、職業を変えて適職を見出すという試行もできるであろう。こう考えると家族の歴史の中でこの期間を迎えるかどうか、またその期間が長いかが、次の周期段階の生活を定める、つまり親にとっては老後の、子にとっては独立時の準備期間になるという意味で重要な段階だといえる。

ここで「家族隆盛期」と呼んだこの期間のことを、日本の農村家族を分析した鈴木栄太郎⁶⁾は、「長子の一五は貧乏の峠、末子の一五は栄華の峠」という古諺が農民家族の経済的浮沈をよく言いあてているとして、「栄華の峠」と表現した。また「貧乏研究」で知られるロントリー⁷⁾は、人は生涯のうち貧乏線より下に三度沈む、つまり彼が幼少時親の家族にあった時期、彼の子供が生まれ家計費がかさむ時期、彼が老令化し労働能力を失う時期であるとしているのも、裏返せば貧乏線上に浮び上がる時期が二度ある、つまり独立して結婚し子がまだ生まれない時期と、子供が稼ぎ始めた時期とが経済的に余裕のである期間だとしている点で、同じことを言っている。

〈生活周期のズレと欠落〉

問題はこの段階をどの階層の家族も同じように迎えられるかかどうかである。表7に記入した年令は、独占企業本工の第一―三段階到達年令である。この階層の特徴は各段階到達年令がまるで印を押したように一定であり、これから外れる者がほとんどないことである。ところが下請工員の階層にいくとばらつきが出てくる。例えば二〇才で結婚する者や三〇才をかなりすぎて結婚する者があり、これは当然子の養育期間にずれを生じてくる。しかしこのズレが一層ひどくなるのは日雇や生活保護階層である。結婚年令もさることながら夫婦の年令差が一〇才・二〇才になったり、妻の年令が高かったりするし、夫が労働能力を失っているのに子が成年に達しないというケースがたくさん出てくる。そして重要なことは「栄華の峠」である第三段階を迎えないで終るばかりか、ある段階を欠落させたまま老令期に入る者が目立つ点である。

その理由を家族の生活史の中に辿ってみると、まず夫婦の離・死別と再婚という事実につきあたると、夫婦の年令差は再婚するたびに開いていくが、そこで生まれる子と父の年令差もまた大きくなる。だから父が労働能力を失う年令に達しても子が成年に達しないのである。また夫よりかなり若い妻は早く寡婦となって母子家族になる。逆に年長の妻は子を生む確率が低いといった具合に、標準的なサイクルを辿れなくするのである。第二に離婚・死別・夫や妻の家出、そして再婚

という夫婦の出来事が子の喪失につながっていることである。子は生まれたが別れた相手方に渡した、養子に出した、ぐれて家出した、社会的施設に入れた等々である。これでは第三段階を迎えることができない。第三に、生涯に一度も結婚しなかった者がいる。理由の中で多いのは職業柄結婚しにくかった者（飯場を転々とする人夫、女性では娼妓）、身体障害・疾病者であるが、この人たちには家族としての歴史すらないことになる。

このうち生涯未婚者は別として、家族を形成したが標準的なサイクルを辿れなかった者の多くは夫婦の離婚・死別・家出を契機としているが、こうした出来事は生活周期の第二段階で頻発している。第二段階とは子が次々に出生し、養育費が最もかさむ段階であった。経済的に最も緊張のたかまるこの時期に、下層労働者家族の間に解体化現象が目立つのは何故か。家族を支える物質的基盤である世帯主の賃金と雇用の不安定性が要因としてはたらいっていることが予想できる。

〈賃金と生計費の上昇率〉

そこで年令別に賃金と生計費の上昇率を算出し、階層ごとに比較してみたのが表8と表9である。ここで生計費といっているのは実際にかかった額ではなく、労働科学研究所が発表している性別・年令別・労作別消費単位を代用した⁽⁸⁾。例えば働いている世帯主一・〇と専業主婦〇・七と三才幼児〇・一

表8 企業別夫婦家族における消費単位および賃金の推移

	世帯主 年令	消費単位	同指数 (A)	世帯合計収入	同指数 (B)	A/B	単位当り賃金
大企業 並工	15-19	1.13	0.49	20,053	0.63	0.78	17,755
	20-24	1.13	0.49	26,108	0.82	0.60	23,104
	25-29	2.31	1.00	31,839	1.00	1.00	13,783
	30-34	2.81	1.22	42,028	1.32	0.92	14,957
	35-39	3.11	1.35	53,171	1.67	0.81	17,097
	40-44	3.83	1.66	57,947	1.82	0.91	15,130
	45-49	3.97	1.71	73,230	2.30	0.30	18,446
	50-54	4.34	1.88	85,329	2.68	0.71	19,661
下請企業 並工	15-19	1.13	0.49	17,512	0.55	0.89	15,497
	20-24	1.13	0.49	26,426	0.83	0.59	23,386
	25-29	2.15	0.93	30,565	0.96	0.97	14,210
	30-34	2.50	1.80	30,884	0.97	1.11	12,354
	35-39	2.99	1.29	36,615	1.15	1.12	12,246
	40-44	3.97	1.74	44,575	1.40	1.24	11,228
	45-49	4.49	1.77	61,131	1.92	0.92	14,947
	50-54	4.00	1.73	56,992	1.79	0.97	14,248
	55-59	4.07	1.76	54,445	1.71	1.03	13,377
	60-64	3.42	1.48	55,400	1.74	0.85	16,199
65-69	3.89	1.68	65,907	2.07	0.81	16,943	

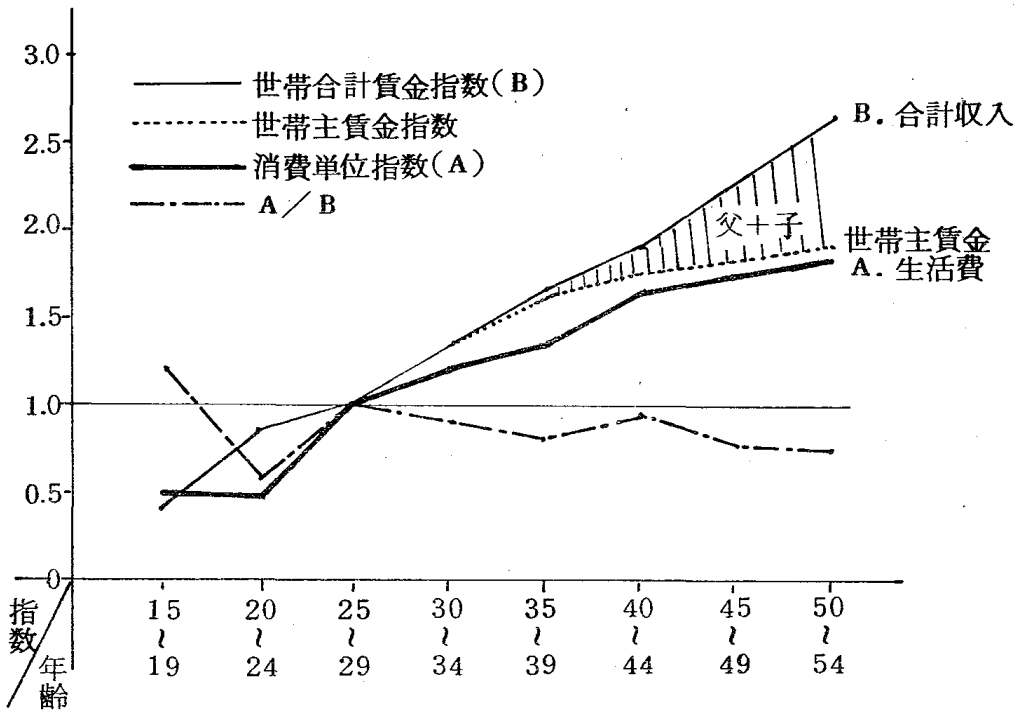
注 下請企業55才以上は臨時雇である。
また、賃金および消費単位の上昇率を指数化しその比 (A/B) を求めた理由は、年度・規模・職種の異なる対象と比較を可能にするためである。

表9 企業別直系家族における消費単位および賃金の推移

	世帯主 年令	消費単位	指数 (A)	世帯合計収入	指数 (B)	A/B	単位当り賃金
大企業 並工	25-29	5.44	2.36	72,913	2.29	1.03	13,403
	30-34	5.40	2.36	65,270	2.05	1.14	12,020
	35-39	4.43	1.93	61,459	1.93	1.00	13,871
	40-44	4.40	1.85	60,494	1.90	0.91	13,625
下請企業 並工	25-29	4.92	2.06	55,400	1.74	1.18	11,260
	30-34	4.37	1.85	40,436	1.27	1.46	9,253
	35-39	4.56	1.86	48,077	1.51	1.31	10,543
	40-44	5.56	2.41	56,037	1.76	1.37	10,079

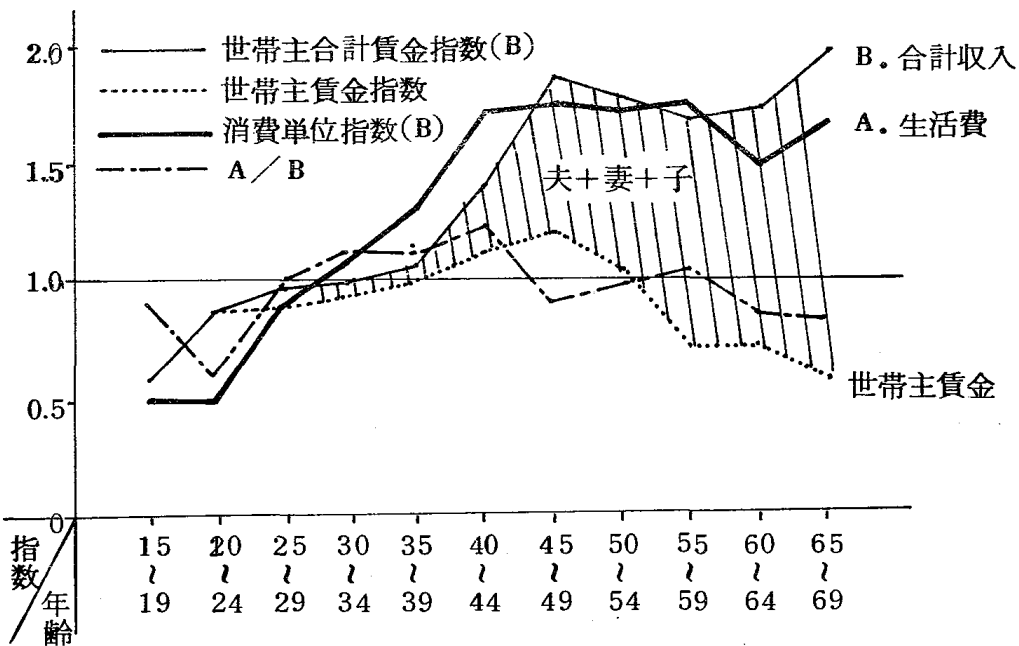
注 45才以上にも直系家族はあるが、標本数が非常に少なくなるので除いた。
つまり45才以降は夫婦家族に移行するものと思われる。
阿部とし子「賃金労働者家族の生活周期」社会学評論第70号、有斐閣、p.66

図2. 大企業並工の夫婦家族における賃金・消費単位指数の推移



の三人家族は合計一・八である。いま独占企業本工の結婚時
 点二五〇二九才層の平均消費単位を指数化して1とし、その
 後の消費単位指数がどのようなカーブをえがいて伸びるかを
 実態にそくしてみると図2のA線がえられる。子供がふえ教

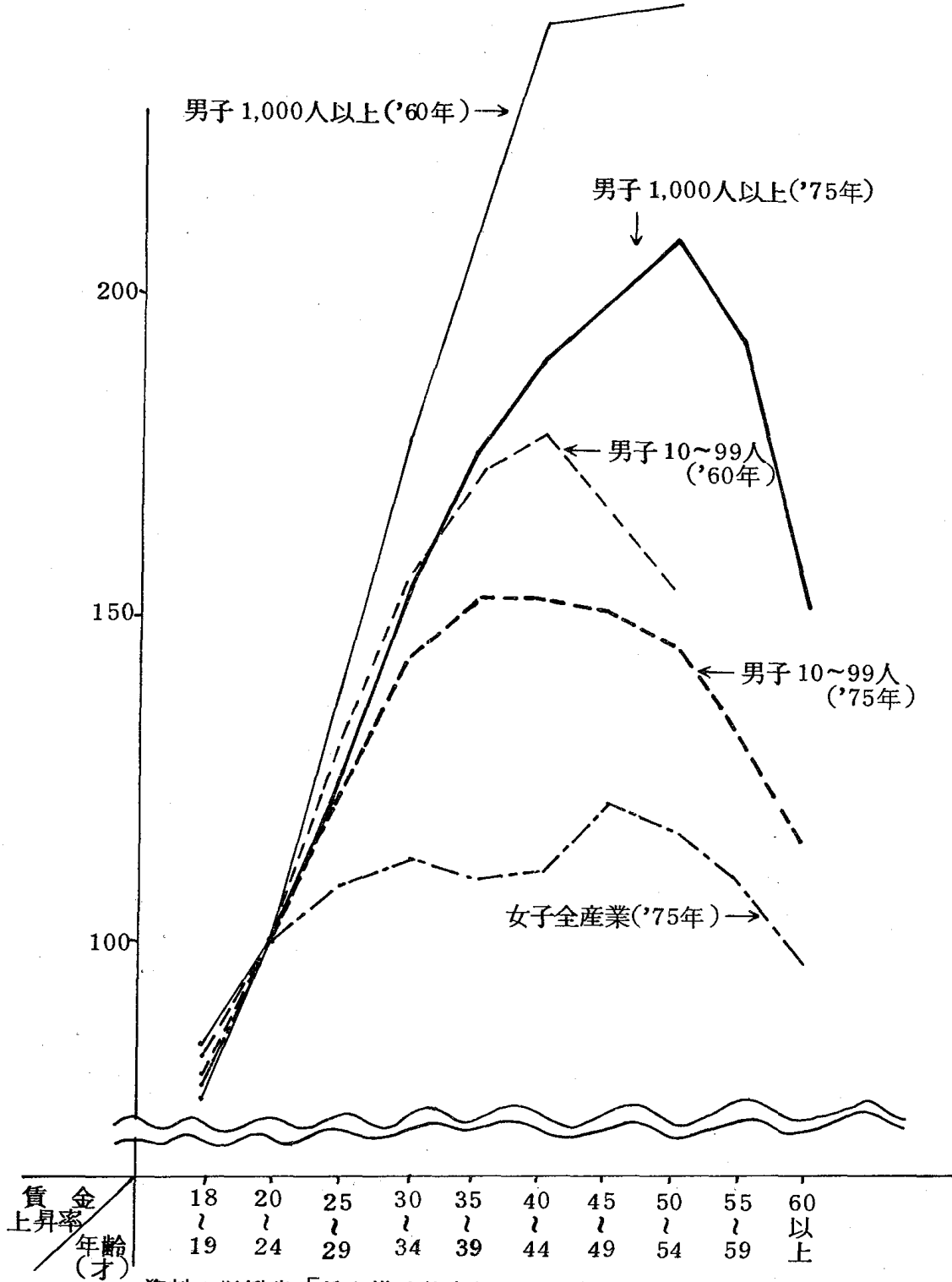
図3. 下請企業並工の夫婦家族における賃金・消費単位指数の推移



育費が上昇するに従ってどんどん上っていくのがわかる。
 図3に示した下請工員も結婚する限り同様の上昇線をえが
 ている。
 しかし世帯主の賃金は両者間に大きな差がある。独占企業

注 ただし、55才以上は臨時雇用労働者である。
 阿部とし子「賃金労働者家族の生活周期」前掲書 p. 67。

図4. 企業規模別賃金上昇率の年次別変化

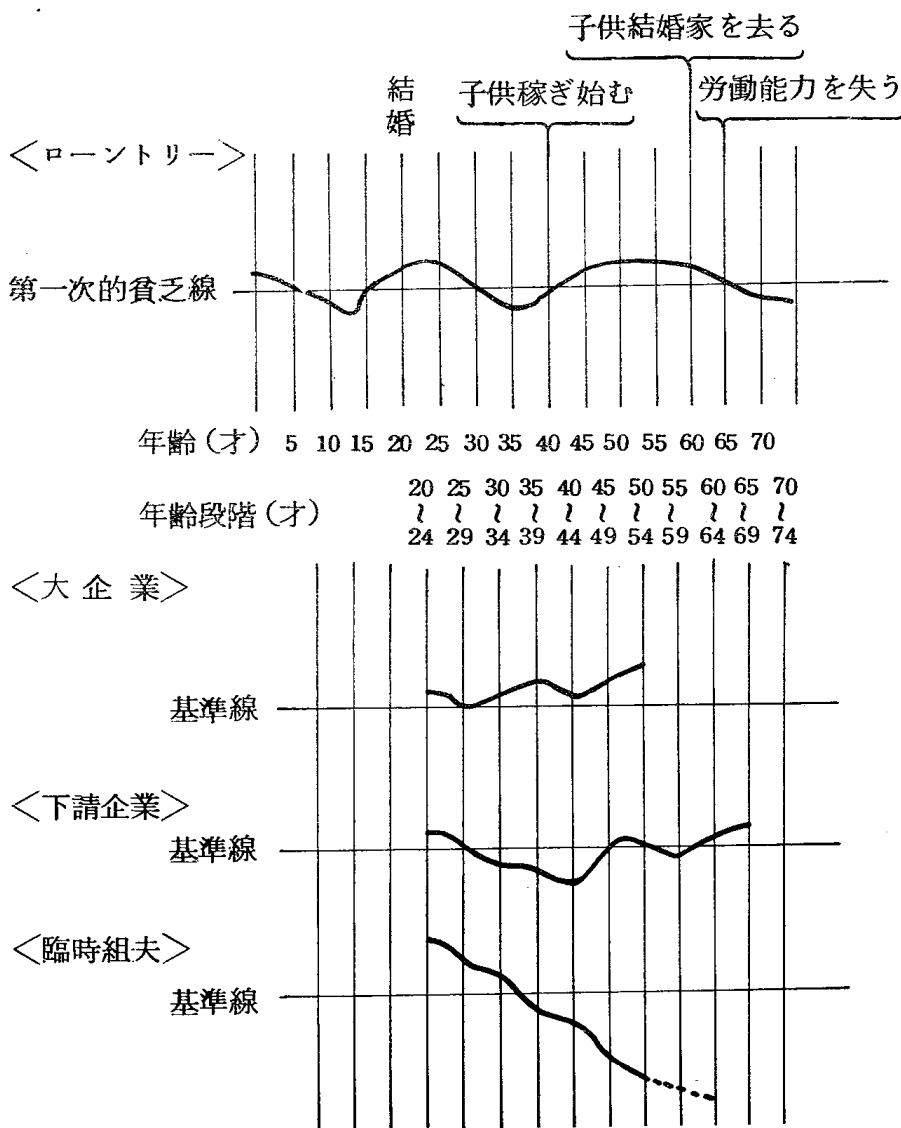


資料：労働省「賃金構造基本調査」平均月間きまって支給する現金給与額の合計額。20~24才を100とする上昇率であらわした。
 女子は企業規模別ではなく、全産業の平均である。
 '75年の男子企業間賃金格差は、1,000人以上を100として、10~99人は37.2。'75年の男女間賃金格差は、男子全産業を100として、女子全産業は58.9であった。

本工が年功序列型賃金を反映して生活費指数を上廻る上昇線をえがくのに対し、下請工員は四五〇四九才をピークに下降に転ずる。この格差をもった賃金曲線は、全国的にみても図4にみられるように、一〇〇〇人以上の大企業の実線と、一〇〇〇人未満の中小企業の破線とをくらべると明らかに差がある。大企業がきれいな年功序列型賃金曲線をえがかないのは職務給の導入によって上昇率が鈍化したためであるが、中小企業のそれは以前から低い山型をなしている。前者には終身雇用が有利に作用し、後者は雇用が不安定で職場を転々とする者が多いことが、一層山を低くしているであろう。

家族の生計費曲線はほぼ同じように上昇するのに賃金曲線に差があればどうなるか、家計は明らかに窮迫する。従って下請工員の家族では妻や子その他が働いて家計を補充している。斜線で埋めた部分が補充分である。Bは世帯の合計収入をあらわす曲線であるが、独占企業ではAをはるかに上廻り、下請企業でもAに

図5. 企業別夫婦家族の経済的浮沈

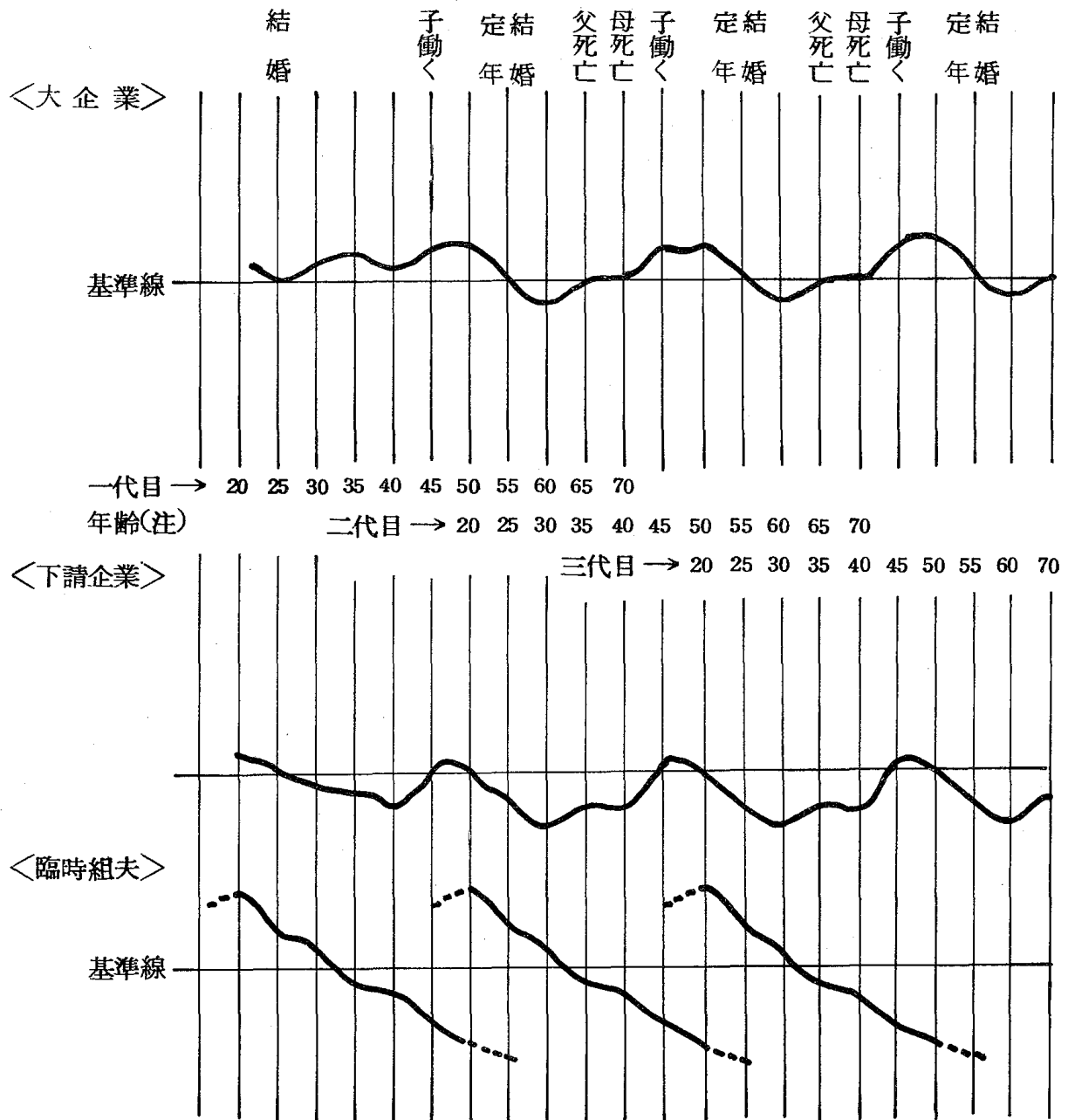


近づくのがわかる。その結果、独占企業本工の結婚時点の経済状態を基準に置いて、基準線からの経済的浮沈をA/Bとしてえがいてみると、一点鎖線がえられる。

△生活周期と経済的浮沈▽
いまこれをローントリーの貧乏線からの浮沈図に似せて基

注 阿部とし子：前掲論文 p.p 68—69。

図6. 企業別直系家族の経済的浮沈の周期的律動



注 年齢20とあるのは、正確には20～24才の意である。
 また、臨時組夫とは、便宜上炭坑夫を用いたが、臨時人夫の資料をえて、改めて報告したい。
 阿部とし子：前掲論文 p.p 68—69。

準線からの浮沈としてえがいてみると、図5がえられる。独占企業では常に基準線を上廻るのに対し、下請企業では四〇〜四四才で大きく沈むのがみえる。さらに日雇はそもそも就労に規則性をもたないので曲線自体をえがくことが出来ない。しかし同じ階層である炭鉱臨時組夫（三笠市）の調査から強いて曲線をえがいてみると、若いうちは稼ぎがよいが労働能力の低下と共に収入もほぼ三五才をピークに下降線を辿ること、途中で労働力の破壊（労働災害・疾病の頻発）が起ると、失業の機会がふえることなどで早期に基準線以下に落ち込んでいく。

図6は父や母と同居する大家族のみについて同様の曲線をえがいてみたものだが、老人を扶養する家族は大企業でもさすがに基準線以下の苦しい時期がある。しかし下請では逆に線上に浮かぶ時期は極めて短く、ほとんど深く落ち込んでしまっている。臨時組夫には父や母を扶養する家族はなく、貧困のうちに一代毎の家族の歴史を終える。というよりそもそも生活周期に法則性さえ見出せないのである。

△賃金と家族▽

以上の諸結果はわれわれに家族という存在と賃金の性格について考えさせる。

家族は子の出生と養育という機能を持つかぎり、長期的な計画性を要求する。また人が必ず老令に達し労働能力を失う

期間を持つことも、長期的な生活設計を要求する。にもかかわらずこれを支える物質的基盤―労働者の場合は賃金なのであるが、この賃金に計画性がない場合にはどうなるか、たえず解体の危険にさらされるといってよいであろう。だから雇用の安定した、賃金が年令にしたがって上昇線をえがく大企業労働者には家族の解体はみられなかったのである。年功序列型賃金は低い単身型賃金を出発点とするので従来から批判されてきたが、家族の生活を保障する生活給的な性格を持つ点は評価されてよい。と同時に賃金は労働力販売の対価として支払われる性格のものであることを深く考えさせられる。失業・疾病等によって、労働力が売れなければ生活できない階級にあつては、そもそも長期的な計画性を要する家族という集団を維持することには無理があることに気付くのである。これへの対応策は社会保障制度による補完しかないが、それが遅々として進まない現状では人々はあえてその危険を犯さないために結婚しないか、結婚しても子を生まないか、生んでも一人に制限するかの対応を始めている。これまでの中高年一人暮らしは家族解体の結果生み出されてきたが、これからは家族を形成しないことから起る一人暮らしがふえていくであろう。

△世代間社会移動▽

さきに生活周期の第三段階が持つ意義についてのべ、これ

を迎え得ない家族が下層労働者に多いとしたが、生活史研究の中から、低学歴の子ほど早く他出する傾向が見出された。そしてさかのほれば、親もまた自分の生まれた家族から働けるようになるはずとすぐ他出し、親を扶養していない事実につきあたる。これは低い階層の世代間再生産として注目すべき事実である。

そこで世帯主の親の世代について、親が長くついていた職業、親と本人の続柄、本人の最終学歴を調べ、次いで本人が初めてついていた職業とその後職業を辿り、最後に子について学歴と初職と他出年令を調べてみた。

その結果を要約すると、独占企業本工は農家二三男や、父も同じ企業に勤めていた者が多く、学歴も昔は高小卒、現在は高校卒で、学校を卒業すると直ちに入社し、入社以後は転職することなく終身雇用という安定した経歴者で占められていた。したがって子も高卒で、男子は同じ独占企業工員、女子は銀行・商社事務員になる者が多く、親と結婚まで同居している。また自分の親の扶養に関しては、長男以外で親を引取っているケースが多く、別居の場合も兄が同居しているとか送金している者が多かった。

下請企業工員は、同じ農業出身でも農民層分解の結果、中年になって出て来た中途採用者が多かったし、学歴も低く、その職業遍歴は多様で回数も多く不安定であった。したがって子の学歴は義務教育までが多く、卒業するとすぐ働きに出

ているが、就職先は中小企業工員、店員・サービス業従事者が多く、職業を転々とする者が多い。しかし親と同居して働く子が多く、独占企業ほどではないが三代家族も見られる。しかし日雇や被生活保護者の生活歴をみるとそもそも出発点において親の家族の貧困から義務教育もそこそこに、見習・住込・奉公人・飯場人夫などに出、これを振出しに転々と不安定な職業を遍歴している。親の職業は世代により地域により差があるが、小作貧農、日雇、職人などが多く、本人に無学歴者があるのも特徴である。また子の世代も親と同様義務教育卒で、働けるようになるや否や見習、住込などで店員・サービス業・職人となり、工員や人夫となって親の家を出ていく。早期に他出する理由の一つは、親が生活保護を受ける場合、収入のある子と同居すれば収入が加算され不利になるので、子をまきぞえにしないために世帯を分離するのである。実際、中学卒の年若い子が稼ぎ出す賃金は知れた額であり、親と同居しても焼石に水で、共倒れになることは目に見えているケースが多い。ここに世代間再生産の悪循環を見出すのである。

九、福岡市一人暮らし調査の結果

これまで述べたのは、一九六四年から六七年当時の室蘭における実態調査からえられた資料であったが、家族解体につ

いてはさらに別の都市でも実証する機会をえたいと考えていた。幸い福岡市全生連の理解をえて、生活保護を受けている一人暮らし中高年令者の調査を実施出来ることになり、七二年十二月末、学生と共に調査に入った。一人暮らし中高年令者を選んだ理由は、家族解体の結果一人暮らしになった人達であろうから生活史を遡ってみることにより解体の原因とプロセスが明らかになると考えたからである。調査の方法は、各戸を訪問し二時間前後かけて面接聴取したが、非常に協力的で立入った質問にもよく答えてくれた。

結論を先取りすれば以前の調査から一〇年余経ており、都市の性格も室蘭は重化学工業都市、福岡は県庁の所在する行政都市というちがいがあるにもかかわらず、結果は全く同じであり、室蘭調査の結果を今一度実証するのに役立つ。

この調査の報告は「一人暮らし中高年令者の社会的形成過程」と題し、第一部は統計資料編・第二部はケース記録編として報告書をすでに出してある。¹⁰この中から対象地が福岡市であったことからくる特徴を拾ってみると次のように要約できる。

第一点―頻繁な職業遍歴と不安定階層への転落というコースを辿ることは同じであるが、室蘭では賃金労働者が失業や傷病、老令などにより労働能力を喪失して転落してくるケースが多いのに対し、福岡では職人の転落が目立った。自営職人層が分解し雇われ職人になる、古い職人層が時代の流れと

ともに不要化されて職を失っていく、というコースである。いま一つは地域柄炭鉱離職者が多かったことで、職人層の分解・駆逐といひ石炭産業の駆逐といひ、さきへのべたスクラップ化の結果としてうみ出された転落である。

第二点として、職業を転々としながら労働災害や病気にかかり、貧困化の過程で家族が解体し子供を喪失していくのは室蘭と同じであるが、とくに離婚による子の喪失が目立った。

第三点として、未成年時の家庭環境に恵まれず、低い階層として世代的に再生産されていく点も同じであるが、福岡の場合は農家でも小作農、都市では下層労働者と職人を親に持つ者が多かった。そして女子の場合は義務教育さえも終えずに女中に出るとか、花柳界に出るとか女性ゆえの苦勞もみられ、男の場合も低い学歴で早期に親許を離れ不安定な職業を転々としており、出身階層の影響がよりつよく働いているように思われた。貧困階層から出発していく子の世代も同様、義務教育卒の学歴で就いている職業はやはり低く、老いた親を扶養するだけの経済力を持たない。高校進学率の上昇と共にこの階層でも高卒者は出始めてはいるが就職先は意外によくない。

最後につけ加えたい点は、これらの人々が生きて来た時代的背景として戦争・敗戦・戦後の混乱という激動の時代をくぐり抜けた世代であること、戦後はまた「高度成長」期に遭遇し、それもスクラップ化される部分で生きてきたという歴

史的・階層的条件をあげることが出来る。

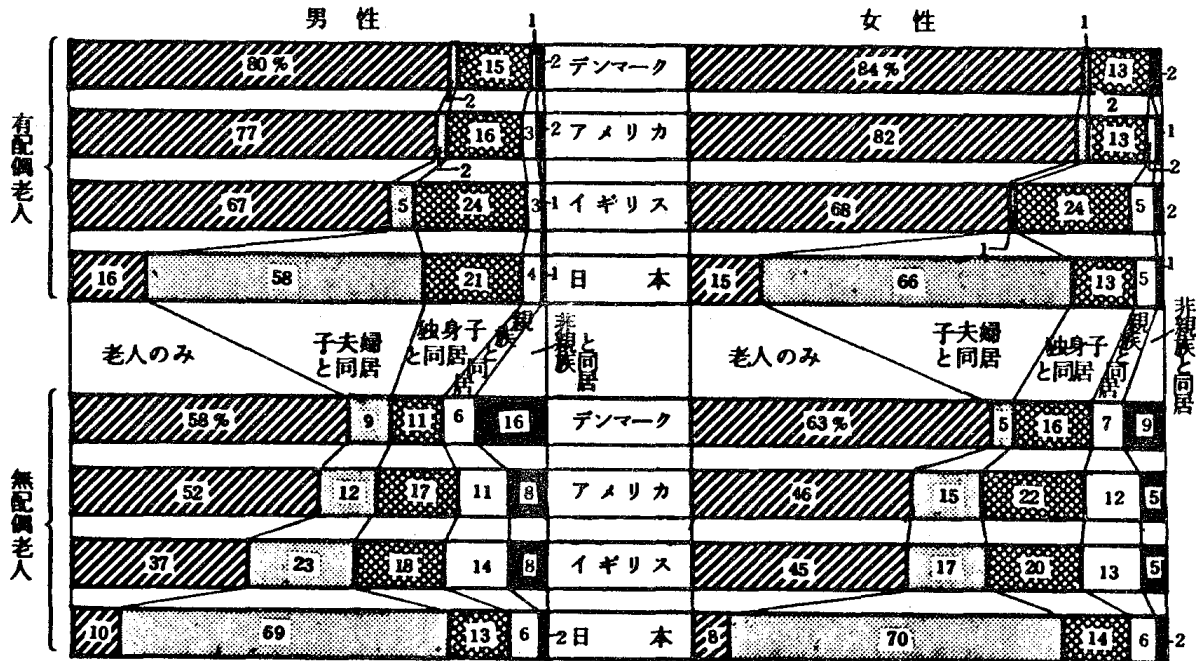
これらの人々に対し個人的責任を問うことはたやすい。貧困や家族解体をひき起した原因に個人の責任が全くないなどとは誰も云わないが、社会的なインパクトがつよくはたらいしていることもまた否定できないであろう。

一〇、今後の見透し

これまで述べたのは、資本主義社会の矛盾をより強く受ける貧困な階層における一人暮らし世帯の形成についてであったが、今後は階層を問わず広範に一人暮らし世帯、とくに老人がつくられることを予想させる資料はいくつもある。

まず単独世帯の国際比較であるが、日本は一九六〇年時点で全世帯（準世帯を除く）の四・七%を占めるが、西ドイツでは一九六一年時点で二〇・六%と約四倍という数字が出ている⁽¹¹⁾。これは若年層を含む数字であるので、次に老人だけを取出してみると、図7に見られるように老人中に占める男子無配偶老人つまり一人暮らしの老人は日本では一〇%であるが、デンマーク五八%、アメリカ五二%、イギリス三七%となっており、女性の方も同じく約四倍から六倍の高さを記録している。この事実から、先進資本主義諸国ではすでに多数の一人暮らし老人が存在しているのであるから、日本もいずれはこれらの国に追いつくと考えてよいであろう。

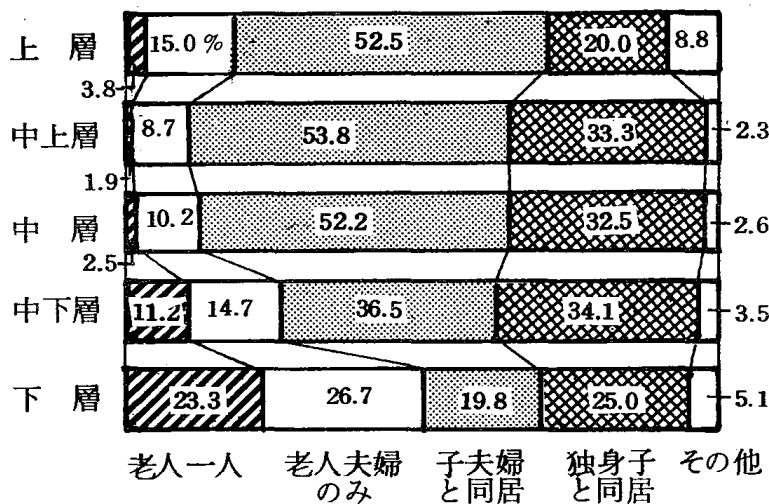
図7. 老人の同居形態の国際比較（日本は1960年、他国は1962年）



注 デンマーク・アメリカ・イギリスは、E. Shanas, P. Townsend; Old people in Three Industrial Societies.

日本は、厚生省「昭和35年高齢者調査」による。いずれも、65歳以上、全国抽出調査。出所：湯沢雅彦「図説家族問題」日本放送協会 p.148。

図8. 昭和44年6月における同居家族形態 (水準別)



注 厚生省「老後の生活に関する世論調査」
出所：湯沢雅彦『図説家族問題』
日本放送協会 p. 153

それでも日本ではまだ子夫婦と同居する老人の割合が高いのであるが、経済階層別にみると図8のように下層にいくほど子夫婦と同居する割合が減って、老人一人で暮らす者が多くなる。これはさきに述べた下層における家族解体と子の扶養能力の低さに関わっているが、全体として今日子の扶養能力は低下傾向にある。

表10は老人の生計維持状況を示したものであるが、「同居の子、別居の子の扶養」は一九六三年から六八年の五年間に

表10 老後(65歳以上)の生計維持の状況 (%)

年次	総数	自分の収入で暮らせる				自分の収入で暮らせない					
		総数	就労	年金 恩給	財産 収入 その他	総数	同居の 子の 扶養	別居の 子の 扶養	子以外の 人の 扶養	生活 保護	不詳
1963	100.0	33.2	16.6	9.1	7.6	66.8	56.3	5.2	3.0	2.2	0.1
1968	100.0	39.0	25.2	8.9	4.9	61.0	51.8	3.2	1.4	2.2	2.4

資料 1963年は厚生省「高齢者実態調査」。
1968年は厚生省「高年者実態調査」。
(注) 1968年の場合は「子」に「孫」を含む。
出所：孝橋正一編「老後・老人問題」ミネルヴァ、p.40

かなり減っているのがわかる。また年金・恩給、財産収入その他で暮らしている者も合わせて一六・七%から一三・八%に減っており、結局就労で生計を維持する者だけが増えている。つまり六五才を過ぎても老いの中にむち打って働く者が急速に増えているのである。

このようにして老人の別居率は徐々に高まり、表11にみるように一九六三年から七三年の一〇年間に、男子一七・八%から二六・四%へ、女子一一・六%から二〇・〇%へとはっきり増加している。

さらに将来を予測する意味で老後に関する意識調査の結果をみると、年次別にみて老後を子供に頼らないつもりの人是一九五〇年の

表 1 1 高齢者の同居・別居の状況

(%)

居住形態	総 数		男		女	
	1963年	1973年	1963年	1973年	1963年	1973年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同 居	79.9	72.8	77.0	69.9	82.2	75.1
別 居	14.4	22.8	17.8	26.4	11.6	20.0
子がない	5.7	4.4	5.2	3.7	6.2	4.9

資料 1963年は厚生省「高齢者実態調査」。

1973年は厚生省「老人実態調査」。

(注) 1963年は65歳以上、1973年は60歳以上。

出所：孝橋編「老後・老人問題」ミネルヴァ、p.44

二一・三%から七三年の五二・一%へと二倍以上に増えており、調査対象者の年令階級別にみても、老後は別居がよいとする者が、六〇才以上では二三%であるが二〇才代は三八%と、若い世代ほど別居希望者が増えている。また地域別にみると大都市ほど、学歴別にみると高学歴者ほど別居を希望する者の割合が高いという事実は、今後社会の都市化・高学歴化にともない別居が確実に増加することを示している。

こうした老後を一人で

暮らすという形態は、いわば資本主義の必然的な傾向といえる。つまり資本主義というのは共同体を破壊しながら発展してきたのであって、例えば村落共同体、家族共同体を破壊して個人をばらばらにしていく傾向を持つことは知られている。それはこの社会が商品生産と自由競争の上に成立してい

るからであるが、自由主義と個人主義は人々を律する行動原理となつている。しながって老人が一人で暮らしたいと希望すれば、生き方の自由を尊重してそれを可能にする年金・住宅・その他諸施設を社会的に保障しなければならぬし、子も「スプのさめない」距離について精神的・日常生活上の介護をするなどの対応が必要なのである。

しかし今日の一人暮らし老人を見る限り、自由な生き方というよりも窮乏化の側面がより強く浮び上ってくるのであって、子の扶養能力の低下と並んで道徳的退廃、つまり個人主義というよりも利己主義が進行し棄老が顕著になっているように思われてならない。しかし精神論とは別に現実を直視すれば、共稼ぎの増加による老人介護者の不在化、平均寿命の延びで介護期間の長期化が進行していくであろうし、慢性的な住宅事情の悪化が今後解決されないとすれば、やはり個別家族の能力を越えているといわざるをえない。

このうち住宅問題に関していえば、階層別に持家率にはかなりの差がある。表12をみると全体として六〇才以上の持家率は六九・四%から七三・八%に及んでいるが、経営者に八六・二%と高いのは当然として、雇用者の中でも専門的・管理的職員とか、大企業雇用者は八〇%に達する。しかし中小企業雇用者は五四・六%、零細企業雇用者・臨時雇・日雇になるとさらに低くなって四七・四%しか自分の家を所有していない。したがって、民間借家や、借間・アパートに住む者

表12 住宅の所有形態別構成

(%)

社 会 階 層 別	持 家	民間借家	民間の借間 ・アパート	都 営 住 宅	公社・公団 賃貸住宅	社 宅 ・ 公務員住宅	同 居 の 他	
								計
自 営 業 者	73.1	14.2	7.6	2.5	0.0	2.0	0.5	
経 営 者	86.2	2.8	3.7	2.8	1.8	1.8	0.9	
雇 用 者	65.2	8.7	8.4	9.1	3.9	4.5	0.3	
専 門 ・ 管 理 職 員	80.5	2.6	3.2	5.8	5.8	1.6	0.5	
事 務 ・ 技 術 職 員	69.1	6.8	5.6	8.6	5.6	4.3	0.0	
生 産 ・ 運 輸 労 働 者	54.4	15.5	13.3	9.3	1.3	5.8	0.4	
販 売 ・ サ ー ビ ス 労 働 者	46.7	6.7	6.7	16.7	6.7	16.7	0.0	
単 純 労 働 者 ・ 臨 時 雇 用 者 ・ 日 雇 用 者	50.0	7.9	18.4	21.1	0.0	2.6	0.0	
官 公 雇 用 者	77.6	2.4	4.0	8.0	3.2	4.8	0.0	
大 企 業 雇 用 者	80.2	4.3	4.3	7.0	3.2	1.1	0.0	
中 小 企 業 雇 用 者	54.6	12.5	11.1	8.8	5.6	6.9	0.5	
零 細 企 業 雇 用 者 ・ 臨 時 雇 用 者 ・ 日 雇 用 者	47.4	15.3	14.4	14.4	2.5	5.1	0.8	
年 令 別	60～64才	69.6	7.3	6.7	9.0	2.9	4.4	0.0
	65～69	65.7	10.2	10.8	6.5	3.0	3.2	0.5
	70～74	73.8	9.9	4.4	4.8	2.4	3.6	1.2

(注) 農漁民および年令無回答は省略したが計には含まれている。

出所：国民生活センサー「老令期生活の社会階層性に関する調査報告」1974年。

表 1 3 子との別居理由および同居希望有無別構成（子と別居している者）

(%)

社 会 階 層 別	別 居 理 由				同 居 希 望 有 無					
	子の仕 事の都 合上	住宅の 都合上	同居した いが子 が養成 しな い	親子で 生活の 考え が違 う方 が暮 らさ ない	別に暮 すの が 当然	その他	はやく 同居 し たい	当分別 居 でも その 同居 したい	どちら とも いい 、 無回答	ずっと 別居 で よい
計	28.9	16.6	3.1	20.9	17.1	13.3	7.6	36.2	16.2	39.8
自 営 業 者	22.6	19.4	4.0	24.2	17.7	12.1	5.6	38.7	12.1	43.5
経 営 者	28.1	4.9	1.2	21.9	32.9	11.0	3.7	34.1	13.4	48.8
雇 用 者	31.1	18.1	3.1	19.7	13.9	14.1	9.1	36.2	17.9	36.9
専 門 ・ 管 理 職 員	29.5	13.7	0.7	19.4	17.3	19.4	7.2	32.4	20.1	40.3
事 務 ・ 技 術 職 員	36.6	13.4	1.8	18.7	17.0	12.5	7.1	41.1	18.8	33.0
生 産 ・ 運 輸 労 働 者	27.7	24.5	5.0	21.4	10.7	10.7	10.7	35.8	17.0	36.5
販 売 ・ サ ー ビ ス 労 働 者	31.8	22.7	9.1	18.2	4.6	13.6	18.2	45.5	4.5	31.8
単 純 労 働 者 ・ 臨 時 雇 用 者	38.1	19.1	4.8	14.3	9.5	14.3	9.5	28.6	19.0	42.9
官 公 雇 用 者	29.3	11.0	3.7	22.0	20.7	13.4	11.0	42.7	12.2	34.1
大 企 業 雇 用 者	32.0	13.3	1.6	19.5	16.6	18.0	5.5	35.2	22.7	36.7
中 小 企 業 雇 用 者	31.0	17.1	3.8	22.8	10.7	14.6	10.1	32.9	17.7	39.2
零 細 企 業 雇 用 者 ・ 臨 時 雇 用 者 ・ 日 雇	31.8	34.1	3.5	11.8	10.6	8.2	10.6	37.6	16.5	35.3
年 令 別										
6 0 ~ 6 4 才	30.5	13.7	3.0	20.6	16.3	15.9	6.9	41.6	15.9	35.6
6 5 ~ 6 9	28.5	19.1	2.7	21.9	16.8	10.9	7.0	36.3	18.0	38.7
7 0 ~ 7 4	27.1	17.0	3.4	20.3	18.6	13.6	9.6	28.8	14.7	46.9

(注) 農漁民および年令無回答は省略したが、計には含まれている。
出所：国民生活センター前掲書

がこれらの階層に増えてくる。この事実は経済的に低い階層では老令になるまでに住宅を購入できなかったことを示すと同時に、老令に入り稼働能力がなくなったのちも民間の高い家賃を支払いつづけることにより一層生活が圧迫されていることを示す。

重要なことは、この階層では住宅のないことが子との同居をはばむ原因にもなっている。二世代の成人が同居するには老人の専用居室が必要条件であるが、持家層では七九%に専用居室があるが、借家層には五二%しかない⁽¹⁴⁾。表13をみると子との別居理由の中で「住宅の都合上」が三四・一%と最も多いのは、零細企業・臨時・日雇の階層である。親に持家があれば、住宅に困っている子夫婦が同居を希望する例があることを考えるとかなり重要な因子であることがうかがえる。

これらの資料を検討すると、今後老人は三つの階層へと分化を遂げていくように思われる。すなわち子との「同居階層」から二つの方向へ、一方は「自立可能階層」、他方は「被救恤階層」へと分化していくのではあるまいか。表8によれば、現時点では自立可能階層は一四%程度、同居階層は七〇―八〇%の間にあり、被救恤階層はまだ僅かである。老人の生き方の自由を尊重するならば、同居を希望する老人には同居を可能にする条件を、一人暮らしを希望する老人には独立を可能にする条件を整えなければならぬ。いずれにしても生活の基盤になる住宅の供給と自立可能な額の年金の支給、家族

機能を補完する社会的諸施設・諸制度（老人間歇入院制度、訪問看護制度、デイケア制度など）が整備される必要がある⁽¹⁵⁾と考える。

△注▽

(1) 鍋島力也「日本資本主義における『戦後重化学工業段階（一九六五―七〇）』―『国家』―『独占資本、特殊低賃金労働、半プロ零細地片私的所有』―『土地制度史学』第六六号、一九七三年。

(2) 儀我壮一郎『現代日本の国家と独占』ミネルヴァ、一九六六年。

(3) 山根常男「家族解体問題」小山・一番ヶ瀬編『家庭と社会』亜紀書房、二六七―二九九頁。

(4) 労働者家族に今日みられる解体化現象は、単婚家族が持っている個別家族としての側面である。エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』によれば、歴史上単婚があらわれるのは私有財産の発生を契機とし、富を嫡出子に相続させる必要から、女にとってのみの一夫一婦制が登場したとしている。こうして出現した単婚制個別家族は、それまでの氏族共同体を崩壊させ、社会の経済的単位として私的に責任を負う家族共同体という地位が与えられた。

労働者家族においては、もはや私有財産が失われているにもかかわらず、私的な経済単位としての個別家族の性格

だけが残されている。資本主義の全般的危機の段階で激化してくる家族解体化は、無産階級でありながら持たされているこの個別家族という側面においてであり、家族一般が否定されるわけではない。

(5) 筆者による報告は「社会学評論」第五九号、七〇号に掲載されている。

(6) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』時潮社、一九四三年。

(7) B・S・ラウントリイ著、長沼弘毅訳、『最低生活研究』高山書院、一九四三年。

(8) 労働科学研究所『日本の生活水準』同上出版部、一九六四年。

(9) 鎌田哲宏「大企業労働者と中小企業労働者の社会的形成過程に関する研究」『社会学評論』第六四号、有斐閣、一九六六年。

(10) 鎌田とし子『一人暮らし中高年令者の社会的形成過程』第一部及び第二部『ケース記録編』東京女子大学社会学会『経済と社会』別冊、一九七三年。昭和五三・五四年度文部省科学研究費助成研究報告書、同『低所得階層における家族の研究』一九八〇年。

(11) 湯沢雅彦『図説・家族問題』日本放送協会、一九七三年、六頁。

(12) 毎日新聞社人口問題調査会「家族計画世論調査」孝橋編『老後・老人問題』ミネルヴァ、一九七六年所収、七九頁。

(13) 総理府統計局「老人問題に関する世論調査」一九七二年一月、孝橋編前掲書、八二頁。

(14) 総理府統計局「老親扶養に関する調査」一九七四年、統計指標研究会編「統計日本経済分析」下、新日本出版社所収、二二八頁。

(15) 西尾雅七編『老人問題の今後』ミネルヴァ、一九七六年、二四四―二七八頁。